７０歳～７４歳　負担割合判定の流れ（令和６年８月から令和７年７月まで）

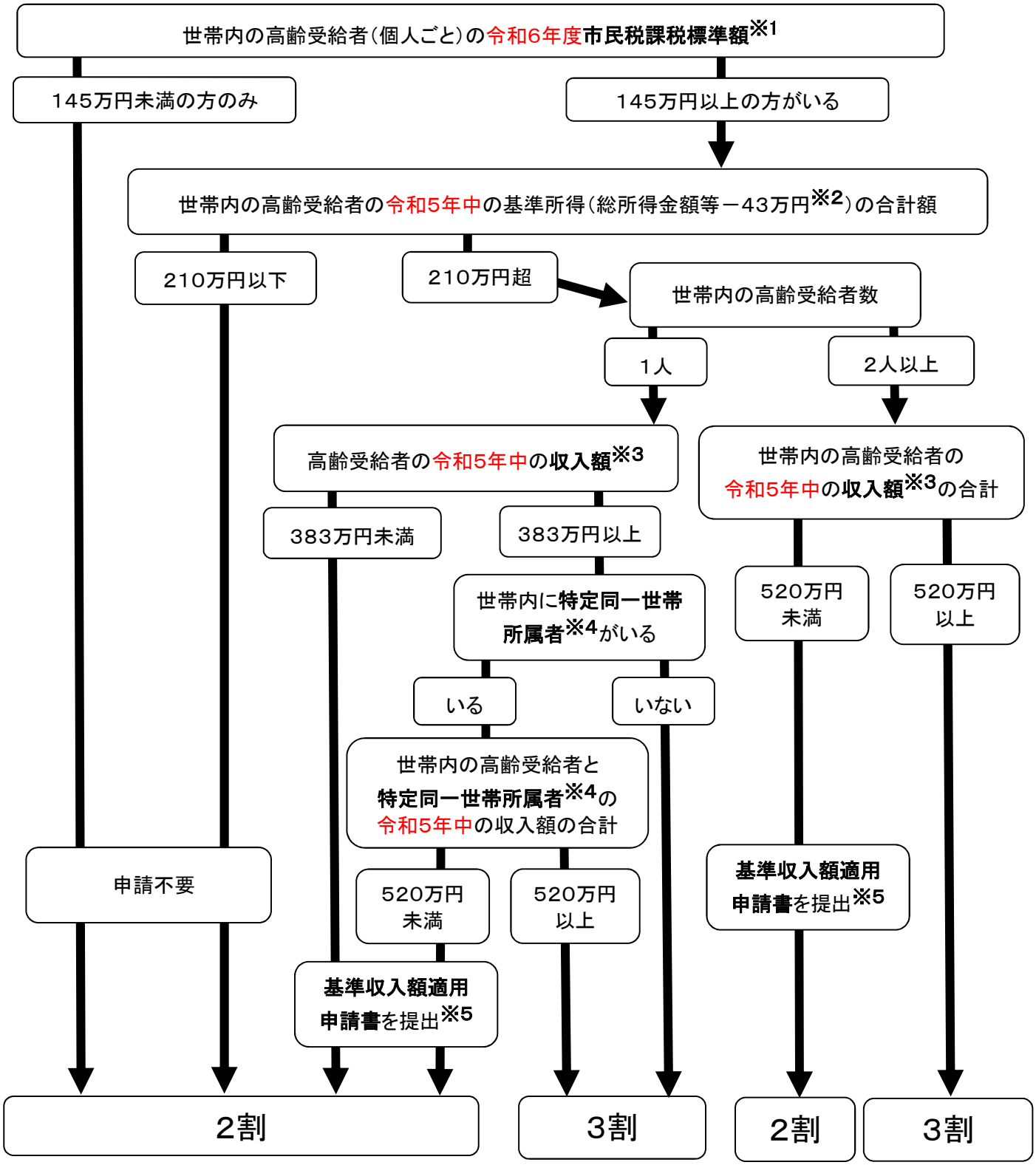

※１　市民税課税標準額は、５月～６月頃に送付される「市民税・県民税納税通知書」をご覧ください。

※２　合計所得金額に応じて、基礎控除額が異なります（２，４００万円以下：４３万円、２，４００万円超２，４５０万円以下：２９万円、２，４５０万円超２，５００万円以下：１５万円、２，５００万円超：０円）。

※３　収入額とは、市民税の所得金額を計算するための必要経費や各種控除を差し引く前の金額です。

※４　特定同一世帯所属者とは、後期高齢者医療制度への移行により、国民健康保険から脱退した方のうち、同じ世帯に国民健康保険の被保険者がいる方です。ただし、以後継続して移行時と同じ世帯であることが条件です。

※５　市県民税や所得税の未申告等により、当市が被保険者等の収入額を把握できず、基準収入額適用の対象であることが確認できない場合は、保険年金課に基準収入額適用申請書の提出が必要です。